

香芝市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 2 8 号

香芝市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

香芝市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 2 4 年規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 1 7 年法律第 1 2 3 号」の次に「。以下「障害者総合支援法」という。」を、「平成 1 8 年厚生労働省令第 1 9 号」の次に「。以下「障害者総合支援法施行規則」という。」を加える。

第 2 条の見出し中「申請等」を「通知等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

市長は、障害者総合支援法施行規則第 3 4 条の 5 9 第 1 項又は児童福祉法施行規則第 2 5 条の 2 6 の 6 第 1 項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）の指定の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

第 2 条第 2 項中「指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を受けた者」を「前項の規定により指定を受けた指定特定相談支援事業者等」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（指定の更新の通知等）

第 3 条 前条の規定は、指定特定相談支援事業者等の指定の更新等について準用する。この場合において、同条第 1 項中「第 3 4 条の 5 9 第 1 項」とあるのは「第 3 4 条の 5 9 第 3 項」と、「第 2 5 条の 2 6 の 6 第 1 項」とあるのは「第 2 5 条の 2 6 の 6 第 3 項」と、同項及び同条第 2 項中「指定」とあるのは「指定の更新」と読み替えるものとする。

第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 1 条の 3 0 及び」を「障害者総合支援法第 5 1 条の 3 0 第 2 項又は」に改め、同条第 1 号中「指定等」の次に「（障害者総合支援法第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号の指定特定相談支援事業者の指定、同法第 5 1 条の 2 5 第 4 項の規定による事業の廃止若しくは同法第 5 1 条の 2 9 第 2 項の規定による指定特定相談支

援事業者の指定の取消し又は児童福祉法第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定、同法第24条の32第2項の規定による事業の廃止若しくは同法第24条の36の規定による指定障害児相談支援事業者の指定の取消しをいう。以下同じ。）」を加え、「指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者」を「指定特定相談支援事業者等」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(廃止の届出等)

第4条 障害者総合支援法施行規則第34条の60第2項若しくは第3項又は児童福祉法施行規則第25条の26の7第2項若しくは第3項の規定による届出は、廃止・休止・再開届出書（別記様式）により行うものとする。
第1号様式から第3号様式までを削り、附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第4条関係）

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

香芝市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

電話番号

次のとおり事業の（☐廃止 ☐休止 ☐再開）をしましたので、届け出ます。

	事業所番号										
廃止、休止又は再開をする事業所	所在地										
	名称										
廃止、休止又は再開の年月日	年 月 日										
廃止又は休止の理由											
現に指定計画相談支援 又は指定障害児相談支援を 受けていた者に対する措置 (廃止又は休止をした場合のみ)											
休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで										

備考

- 1 事業の再開に係る届出にあっては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 再開の日から10日以内に届け出てください。
- 3 廃止又は休止の日の1月前までに届け出てください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。